

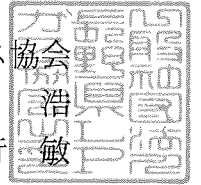
一般社団法人長野県建設業協会

会長 木下 修 殿

一般社団法人長野県LPガス協会

会長 宮 川

保安委員長 野 口 行



建設工事等におけるガス管損傷事故の防止および住宅塗装工事等におけるガス機器の給気部又は排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について
(協力依頼)

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、経済産業省産業保安グループ ガス安全室長より厚生労働省労働基準局を始めとする関係省庁及び関係団体に対して協力依頼がありました。

長野県内においては、建設工事等におけるガス管損傷事故（2023年中）は、発生していませんが、全国的にガス事業者以外の者による建設工事等における事故が生じております。

つきましては、このような建設工事等におけるガス管損傷事故や住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止の観点から、建設工事等に係る事業者等に対し、以下の注意喚起等の周知を行っていただきますようお願い致します。

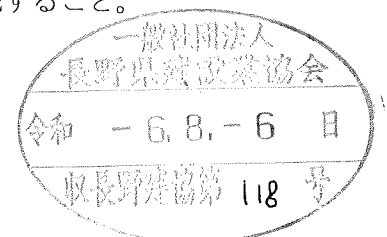
記

1. 建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について

- ・建設工事等事業者に対し、建設工事等を実施する前には必ず、ガス管等について液化石油ガス販売事業者へ照会及び確認するとともに、ガス管を見つけた場合には必ず、液化石油ガス販売事業者へ連絡すること等について周知を行うこと。
- ・必要に応じて他工事の際に立ち会うこと。
- ・供給管及び配管の工事を行う際は、事故防止のため、次の点を確認すること。
 - ①工事事業者が特定液化石油ガス設備工事事業届出を行っているか。
 - ②工事事業者が液化石油ガス設備士免状を有する者か、法定講習を適切に受講しているか、及び工事作業時に免状を携帯しているか。

2. 住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について

- ・養生を行う場合には、ガス機器の給気部及び排気部を塞がないこと。
- ・やむを得ずガス機器の給気・排気部をビニールシート等で塞ぐ場合には、当該ビニールシート等を取り除くまではガス機器を使用しないよう、確実に住人へ周知徹底すること。
- ・工事終了後は、速やかに養生のためのビニールシート等を外すこと。



3. 参考資料：【経済産業省ホームページ】

- ① 建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240307-01.html

別添 1. 【周知用パンフレット】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240307-01-02.pdf

- ② 住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240307-02.html

別添 2. 【周知用パンフレット】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/03/20240307-02-02.pdf

以上

一般社団法人 長野県LPガス協会
〒380-0935
長野市中御所 1-16-13 天馬ビル 4階
TEL:026-229-8734/FAX:026-229-8735
E-mail:naganolp@naganolp.or.jp
担当:小林